



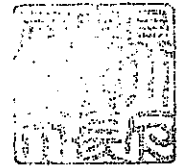
須賀川市告示第22号

本市の区域内の字の区域を次のとおり画定する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、平成19年4月1日から生ずる。

平成19年3月26日

須賀川市長 相楽新平



新		旧		地番
大字	小字	大字	小字	
吉美根	金子田	西川	金子田	全部
	猿田原		猿田原	全部
	十石内		十石内	全部
	土橋		会の田	1、2、4、5の1から5の3まで、6、8、9の1、9の2、10、13の1、13の2、33から35まで、36の1、36の2、37の1から37の5まで、38の1、38の2、39の1から39の6まで、40の1から40の3まで、40の5から40の11まで、41の1から41の5まで、42の1、42の3、42の5、43の1から43の3まで、43の5から43の9まで、44の2、44の3、45の2、45の4、45の5、51の1、51の4、52の1、52の3、53、59の1から59の3まで、60の2、60の3、61の2、62、63、64、65の2、66の2、67の2、

		68、69、70、71、71の2、73から75まで、75の2、76、76の2、77、77の2、110から112まで、113の1、113の2、114の1、114の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	隠久保	54の4、54の10、54の14、55の2から55の4まで、84の1、84の2、84の55、85の1から85の6まで、86の1から86の3まで、87の1から87の7まで、88の1から88の7まで、89の1、89の2、90の1から90の4まで、91の1、91の2、92の1から92の4まで、93の1から93の3まで、94の1から94の3まで、95、96の1から96の3まで、97の1から97の3まで
	土橋	全部
越久	桜川	116の2、116の3、137の1、137の2、137の4から137の6まで、154の1、154の3、155の1から155の4まで、156の1から156の6まで、157、158の1、158の2、159の1、159の2、160の1から160の4まで、161、161の2、162、163、163の2から163の9まで、164の1、164の2、165の1から165の3まで、166の1から166の5まで、167の1から167の5まで、168の1から168の4まで、169の1、169の2、170の1から170の4まで、171の1から171の7まで
	三斗内	8の2の一部、34、36の2から36の4まで、47、59の1、59の2、60、61、62の1、62の2、63から65まで、66の1から66の6まで、68、69、69の2から69の4まで、70の1、70の2、71の1から71の4まで、72の1、73の1、73の2、

		81の1から81の6まで、81の8から81の28まで、83の1から83の3まで、84、85の5、85の14、86の1から86の3まで
	土橋	全部
森宿	里内	33の1、33の2、33の4、33の6から33の11まで、35の1、35の3から35の6まで、36、37の1から37の8まで、39の3から39の6まで、40の2から40の4まで、41の2から41の4まで、42の2、42の4、44、45、46の2、47の4、48の2、48の3、49の1から49の5まで、50の1から50の9まで、51の1、51の2、52、52の2、52の3、53から55まで、56の1から56の3まで、57の1から57の4まで、58、59の1から59の9まで、60、61、61の2、61の3、62、63の1から63の3まで、64の1、64の2、65の1から65の4まで、66の1から66の5まで、67、67の2、68の1から68の4まで、69の1、69の2、69の4、69の5、70の1から70の7まで、71の1から71の9まで、73から76まで、77の1から77の6まで、78の1から78の3まで、78の6、79、80の1から80の4まで、80の7から80の14まで、81、82の1から82の8まで、83、84の1、84の2、84の4、85、86の1から86の4まで、86の6、86の7、87の1、87の2、88の1、88の2、89、90の1、90の2、91の1から91の3まで、91の7から91の9まで、92の1から92の5まで、93、94の1から94の7まで、95の1、95の2、96の1から96の5まで、97の1から97の6まで、98

の1から98の14まで、99の1、99の2、100の1から100の9まで、101の1から101の3まで、102、102の2、102の3、103、104の1から104の12まで、105の1から105の3まで、105の5、106の1、106の2、107の1、107の2、108の1から108の6まで、109の1、109の2、110の1、110の2、111の1から111の6まで、112の1から112の3まで、113の1、113の2、114の1から114の4まで、115の1から115の3まで、116、117、118の1から118の5まで、119から121まで、121の2の一部、122の1、123の1、123の4、124の1、124の2、124の3の一部、124の4から124の6まで、126の1、126の5、126の8、127の1から127の3まで、128の1、128の2、129の1から129の3まで、130の1から130の3まで、131の1から131の3まで、132の1から132の4まで、133の1、133の2、134の1から134の5まで及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部

将監田

1の3の一部、63の1、63の3、65の1、65の2、67、68、68の2の一部、72、72の2、105の1、105の2、105の4、105の6、105の8、105の10、105の11、105の13から105の34まで、109の2から109の6まで、159の1、159の3、160の1から160の3まで、160の7、160の8、160の10から160の12まで、162の1、162の4、162の7、163の1から163の3まで、164の1から164の4まで、165の1から165の4まで、166の1から166の3まで、167の1から167の

				5まで、168の1から168の6まで、169の1から169の6まで、170の1から170の3まで、171の1から171の4まで、172の1から172の4まで、172の8
吉美根	二枚橋	大桑原	吉原沢	全部
		袋田	石垣	79の5、79の8、79の9
			小田切	19、19の2、19の3、20、20の2、37、37の2、38の1、39、40、41の1、42の1から42の3まで、43の1から43の3まで、44の1から44の5まで、45の1から45の6まで、46の1から46の4まで、47の1から47の5まで、48、49の1から49の3まで、50の4、51、51の2、63の1から63の3まで、63の7、63の8、128から132まで、137の1、137の2、138の1、138の2、139、140の1、140の2、141の1、141の2、142から156まで、159から161まで、163から165まで
越久	延命池	1の1、1の2、2、3の1から3の10まで、5の1、5の3、6の1、6の2、6の2、6の4、7、8、8の2、9の1から9の5まで、12の1から12の4まで、13、15の1から15の3まで、16、18、18の2、19の1から19の3まで、22の2、22の3、22の9から22の12まで、22の14から22の31まで、40の7、41の1から41の4まで、41の6、41の8から41の11まで、42の1、42の3、43の1から43の5まで、43の8から43の14まで、44、44の2、45、46、47の3から47の10まで、54		

			神明田	59、60、61、62、62の2、63、64の1、64の2、65から67まで、67の2、68の1から68の3まで、69、69の2、70の1から70の9まで、71の1から71の3まで
			仲田	36、69の1から69の6まで、74の1から74の3まで、75の1から75の25まで、76の1から76の5まで、81の1から81の8まで、82、87の1、87の4から87の9まで、88の1から88の3まで、89の1、89の2、90、91の1、91の2、92、93の1、93の2、93の4、93の5、94の1から94の4まで、95、96の1から96の7まで、97の1から97の3まで、98、99、99の2、100、100の2、101、101の2、102の1から102の6まで、103の1から103の8まで、104、105、106の1から106の3まで、107、107の2、108、109の1、109の2、110の1、110の2、111の1から111の6まで、112の1から112の8まで、113の1から113の4まで、114、115、115の2、116の1から116の4まで
			二枚橋	全部
吉美根	二枚橋南	西川	上十貫田	10の2、11、12の1から12の10まで、13の1、13の2、15、16、27の3、27の4、28の1から28の5まで、29の6及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部
			藤山	1の3から1の5まで、10の1、10の3、11、12、13の1、13の3、13の7、14の1から14の4まで、15、16、17の3、17の6、17の7、17の9、17の10、18、19、19の2、20の3から20の5まで、20の10から20の17まで、20

			<p>の21、26の1、30の1、33の1、33の2、34の1、34の2、35の1から35の5まで、36の1から36の5まで、37の1から37の4まで、38、39、40の1、40の2、41、42の1、42の2、43、44の1、44の2、45の1、45の2、46の1から46の4まで、46の7、47の1から47の3まで、48、49の1から49の3まで、50の1から50の5まで、51の1、51の2、52の1、52の2、57から59まで、98並びにこれらの区域に介在する道路、水路である国有地及び公有地の全部</p>
--	--	--	--